

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成29年12月25日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

新山科浄水場 導水トンネル築造工事

(2) 工事場所

京都市山科区日ノ岡一切経谷町～勸修寺丸山町 地内

(3) 工事概要

老朽化が進行している新山科浄水場の導水トンネル（昭和43年度建設）を更新するもの。

(4) 工期

契約の日の翌日から平成40年2月15日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

請負代金の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、契約時に部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

なお、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約することとなった場合には、上記の4割を2割と読み替えるとともに、中間前払金の支払対象外とする。

イ 部分払

出来形部分に相応する部分払は必要に応じて行う。ただし、契約時に中間前払金を選択した場合は、年度末及び年度末後に出来高予定額に達した時を除いて部分払を請求することはできないこととする。

(6) 工事実施方法

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、6に示すとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、6(4)のとおり通知する。
- (3) 工事の設計書及び図面については、この公告の日から平成30年2月2日（金）までに株式会社平安光業（京都市中京区間之町通御池上高田町503 花柳ビル1階 電話075-231-1177）において購入すること（購入時間は、土曜日、日曜日、祝日及び平成29年12月28日（木）から平成30年1月4日（木）までを除く午前9時から午後5時までとする。）。ただし、本件入札の設計図書の全部又は一部については、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。この場合、ダウンロードして入手した部分については、購入をしないこともできる。

公告の日から平成30年2月2日（金）までの期間に設計書及び図面（京都市電子入札システムによりダウンロードして入手した部分を除く。）を入手しなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができないものとする。

なお、入手した設計図書等は、本件入札の積算及び落札した場合の契約履行にのみ利用することとし、それ以外の目的に利用することを禁止する。

- (4) 設計図書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。
- (5) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要については、7において示す。

なお、詳細については、公告の日から平成30年1月19日（金）午後5時まで（ただし、京都市の休日を守る条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の間、6(2)ア(7)の場所にて交付する「新山科浄水場 導水トンネル 築造工事に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。また、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用し、ダウンロードして入手することもできる。

- (6) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術資料等については6(2)ア(7)の場所へ持参し、提出すること。

3 参加資格に関する事項

本件一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争

入札参加有資格名簿に登載されている者（以下「登録事業者」という。）又は登録事業者以外の者で、平成28年11月7日付け京都市上下水道局告示第36号に定める資格の審査の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者のいずれかであって、かつ、同日（(1)及び(2)にあっては、申請日から参加資格の確認の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

(1) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(2) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市上下水道局が実施した土木一式工事の種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない土木一式工事の種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。以下同じ。）で低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(3) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件を全て満たしていること。

4 共同企業体に関する事項

(1) 共同企業体の構成員は5者とする。

(2) 構成員の資格条件

ア 代表者となる構成員は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下「評定値通知書」という。）における「土木一式工事」の種目の総合評定値が1,250点以上であり、かつ、平成14年度以降国内において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、シールド坑内に上水道施設の導水管、送水管及び配水管の管路の布設を目的としたセグメント外径1,900ミリメートル以上のシールド工事の施工実績を有すること。ただし、

共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20%以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

イ 代表者以外の構成員の4者のうち1者は評定値通知書の「土木一式工事」の種目の総合評定値が1,250点以上、3者は評定値通知書の「土木一式工事」の種目の総合評定値が950点以上であること。

ウ 共同企業体の代表者となる構成員にあつては、建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を1名配置できること。代表者以外の構成員にあつては、建設業法に定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を各1名配置できること。また、当該技術者が次の条件を全て満たしていること。

(ア) 常勤の自社社員であり、かつ申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 7(1)アに規定する技術提案書等の提出期日において他の工事に主任技術者又は監理技術者として配置していないこと。ただし、申請日において上記要件を満たしていない者を配置する場合は、上記要件を満たしたことを証する書類（コリンズの写し等）を7(1)アに規定する期日までに6(2)ア(ア)の場所に提出すること。

(ウ) 契約工期において専任で配置が可能な者であること。

(エ) (イ)及び(ウ)について、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

(オ) 監理技術者を配置する場合には、監理技術者講習を修了していること。

なお、配置予定技術者は総合評価の対象となっており、かつ、一般競争入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められないので、選任に当たっては注意すること。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

エ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

(3) 共同企業体における構成員の重複の禁止

共同企業体の構成員は、この工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることは

できない。

(4) 共同企業体における結成方法

結成方法は、自主結成とする。

(5) 共同企業体における出資比率

代表者となる構成員の出資比率は、構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、10パーセントとする。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) その他

共同企業体の入札参加の申出は、6(1)アの一般競争入札参加資格確認申請書の提出により行うものとする。

5 入札方法等

(1) 技術資料による提案の取扱い

落札者となった場合には、入札時の技術提案に基づき、本件工事の設計施工を行うこと。

(2) 本件入札は、郵送によるものを除き、京都市電子入札システムにより行う。京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局用度課（以下「用度課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

(3) 共同企業体の代表者が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の前日までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと。

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。

(6) 落札決定に当たっては、技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによっ

て得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。

また、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に総合評価点が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い総合評価点を得た者が二者以上あるときは、その中から抽選により落札者を決定する。

(7) 入札者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、平成30年3月15日（木）午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を6(2)ア(7)の場所に提出しなければならない。低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき競争入札参加停止措置を行う。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件については、調査辞退届の提出をもって、低入札価格調査資料が提出されたものとみなす。

(8) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、全ての構成員について次の特別措置を講じる。

ア 低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

イ 本来の監理技術者又は主任技術者に加えて、同等の有資格者を担当技術者として1名追加配置するものとする。

なお、当該追加配置技術者についても、4(2)ウに定める全ての条件を満たしていること。また、当該追加配置技術者の配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

(9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者の共同企業体名を入札の前に公表する。

なお、予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格については、落札者を決定した日に公表する。

- (10) 本件入札及び本件と開札日を同じくする他の「土木工事」の種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札調査基準価格を下回る額の応札を複数の入札で行った場合は、その者の行った入札を全て無効とする。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格について審査を受けること。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 直近の評定値通知書の写し

4(2)のア及びイに掲げる条件に関するものが記載されていること。

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

4(2)のウに掲げる技術者を記載し、条件に関する書類等を添付すること。

なお、申請時においては、各構成員3名の技術者を配置予定技術者として申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出することとする。ただし、開札後に落札者となった場合には、直ちに、実際に本件工事に配置する技術者を特定し、用度課に書面（様式任意）で報告すること。

また、評価の対象となっている配置予定技術者についても3名申請できるが、評価が異なる場合は、最も低い者を採用する。

エ 施工実績調書（用紙交付）

4(2)のアに掲げる条件に該当する施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）（原本6部）

特定建設工事共同企業体協定書（甲）（以下「協定書」という。）については、国土交通省が示す様式にて作成し、6(2)ア(7)の場所に原本6部を持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

なお、協定書は、原本6部を確認のうえ、5部を返却する。

カ 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出する場合のみ。

キ 返信用封筒

郵送により入札を行う場合及び上記(1)オを郵送により返却する必要がある場合のみ。表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手を貼付すること。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付場所

ア 書面による交付

(ア) 交付場所

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

(イ) 交付期間

公告の日から平成30年1月19日（金）まで。ただし、休日を除く。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ インターネットからのダウンロード

用度課のホームページに、上記ア(イ)の交付期間終了まで、入札公告及び一般競争入札参加資格確認申請書等を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票として印刷し使用すること。

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0.html>

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 受付場所

上記(2)ア(ア)に同じ。

イ 受付期間及び受付時間

上記(2)ア(イ)に同じ。

ウ 提出方法

(7) インターネット利用者は、京都市電子入札システム上で一般競争入札参加資格確認申請書を送信する際に、6(1)に定める書類（オを除く）を添付して送信すること。添付できない書類がある場合は、書類の全て又は添付できない部分を持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

(i) 端末機利用者及び郵送により入札しようとする者は、持参又は簡易書留郵便で郵送すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

ア 本件入札参加資格の確認結果は、平成30年1月25日（木）までに、インターネット利用者に対しては、京都市電子入札システムにおいて通知し、郵送により申請した者については、一般競争入札参加資格確認通知書を郵送する。

なお、資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

イ 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日において、特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録事業者以外の者が、アに定める日の前日までに告示に定める資格の審査の申請を行っていた場合において、アに定める日現在において告示に定める資格の審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

(5) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

ア 本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認められた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成30年1月29日（月）午後5時まで（ただし、休日を除く。）に、その旨を記載した書面を上記(2)ア(7)の場所まで提出すること。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成30年1月31日（水）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 総合評価の手続

総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術提案書等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術提案書等を提出すること。

なお、提出期日及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期日 平成30年2月20日（火）午後5時まで

イ 提出場所 6(2)ア(7)に同じ。

(2) 技術提案書の評価

落札者決定基準に定めるところにより評価する。

(3) ヒアリングの実施

配置する予定の監理技術者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリングを実施することがある。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

8 参加資格の確認の取消し

本件参加資格があると認めた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は6(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

(1) 規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

(2) 3及び4に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。

(3) 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

(4) 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。

(5) 京都市上下水道局が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行ったとき。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合（本件入札の開札日の直前の開庁日の午後5時までに提出した場合に限る。）又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

(6) 7(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。

(7) その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

9 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成30年3月8日（木）、9日（金）及び12日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

なお、入札書を郵送する場合には、簡易書留郵便とし、平成30年3月12日(月)の午後5時までに6(2)ア(7)の場所に必着させること。

- (2) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。ただし、入札書を郵送する場合は、入札書と同時に提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、共同企業体名、代表者の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル(Office2007で扱えること)又はPDFファイル(Adobe Reader 8.0で扱えること。)にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、共同企業体名、代表者の商号又は名称、代表者役職及び氏名を記載し、登録印を押印するとともに、封入、封かんのうえ、入札期間内に6(2)ア(7)の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

- (3) 上記の積算内訳書は、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。また、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

積算内訳書の提出がない場合や積算内訳書に記載された工事価格の合計金額が入札書の金額と一致していない場合は、当該入札者の入札を無効とする。

(4) 開札日時

平成30年3月13日(火)午前10時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札を決定した日に、京都市電子入札システム又は電話により通知する。

(5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

落札者を決定した日の翌日から3開札日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を6(2)ア(7)の場所まで持参し、提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日から6(2)ア(7)の場所で閲覧に供し、併せて用度課のホームページにおいて公表する。

10 再度入札に関する事項

(1) 開札の結果、低入札価格入札者がいない場合及び低入札価格調査を経て落札者となる者がいない場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で低入札調査基準価格以上の入札がないときは、再度入札を行う。ただし、(4)により、再度入札に参加できる者がいないときは、再度入札を行わない。

(2) 再度入札を行う場合は、電子入札システムにより入札参加者（(4)のいずれかに該当する者は除く。）に次の事項を通知する（端末機利用者及び郵送により入札を行った者については、電話連絡のうえ、FAX又は電子メールにより通知する。）。

ア 再度入札を行う旨

イ 再度入札の入札期間

ウ 再度入札の開札予定日時

エ 当初入札における、予定価格を上回る入札金額のうち、予定価格に最も近い入札金額

(3) 再度入札は1回限りとする。

(4) 次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することができない。

ア 当初入札に参加しなかった者

イ 当初入札において無効の入札を行った者

ウ 当初入札において失格となった者

エ 当初入札において低入札調査を辞退した者

(5) (2)の通知を確認しなかったことにより入札参加者が被った損失については、本市は一切の責めを負わない。

(6) 再度入札は、当初入札と同じ方法で行うこと。当初入札において郵送により入札を行った者については、6(2)ア(7)の場所にて再度入札書を交付する。ただし当初入札時の入札書を複写したものを使用することも可とする。

(7) 再度入札においては、入札金額に対応する積算内訳書の提出を不要とする。

再度入札により落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日から用度課のホームページにおいて公表し、併せて6(2)ア(7)の場所で閲覧に供する。

11 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は契約金額の3割以上とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等による相応の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

13 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 6(2)ア(7)の問合せ先に同じ。

(5) 登録事業者以外の者が、入札端末機利用者カードの発行の申請を行おうとするときは、発行の申請を行おうとする日の前日までに公告に定める資格を有すると認められていなければならない。

(6) 一般競争入札参加資格の確認の結果通知の前日までに、告示に定める資格の審査の申請を行っていた登録事業者以外の者が、入札書を郵送しようとする場合において、入札書の到着の日においてその者の告示に定める資格の審査が継続しているときは、本市は、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札書を受領するものとする。

(7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以

下「契約者」という。)と落札者以外のもの(以下「非落札者」という。)とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと(2次下請, 3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)

- (8) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。

- (9) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

- (10) 本件は、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書(以下「報告書」という。)の提出が必要となる公契約であることから、受注者は、契約締結後2箇月以内に報告書を提出すること。また、本件に係る下請負者の報告書は受注者が取りまとめて提出すること。

- (11) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

- (12) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

14 Summary

- (1) Subject matter of the contract:

Construction work of Water conveyance tunnel

- (2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. January, 19th, 2018

- (3) Time-limit of tenders:

5:00p.m. March, 12th, 2018

- (4) Contact point for notice:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau, City of Kyoto

12, Higashisannou-cho, Higashikujo, Minami-ku, Kyoto 601-8004, Japan
Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)